

石川県公報

平成31年3月29日（金曜日）

号 外

（第 17 号）

目 次

規 則		告 示	
○石川県職場適応訓練委託規則等の一部を改正する規則 (労働企画課)	1	○石川県知事印の一部改正 人事委員会	(総務課) 2
○石川県文書例式の一部改正 (総務課)	2	○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	3

規 則

石川県職場適応訓練委託規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十二号

石川県職場適応訓練委託規則等の一部を改正する規則

(石川県職場適応訓練委託規則の一部改正)

第一条 石川県職場適応訓練委託規則(昭和二十九年石川県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四号及び第五号中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

(石川県訓練手当支給規則の一部改正)

第二条 石川県訓練手当支給規則(昭和四十一年石川県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

第三条第一項第六号中「雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号。以下この条において「省令」という。）」に改め、同項第九号及び第十三号並びに同条第二項中「雇用対策法施行規則」を「省令」に改める。

別記様式第一号中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第一号の三中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と、「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第一号の四及び別記様式第四号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

(石川県障害者職業能力開発校規則の一部改正)

第三条 石川県障害者職業能力開発校規則(昭和四十五年石川県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(裏)中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

石川県訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県文書例式(平成14年石川県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

第7条第2号ウを次のように改める。

ウ 事務引継書

事務引継書は、課長及びこれに相当する職以上の職にある者並びに出先機関の長が休職、退職、勤務替等のため担当事務を離れる場合に、その取扱事務を後任者又は所属長の指定する職員に引き継ぐために作成する文書である。

事 務 引 継 書		年 月 日
		役職
		前任者 氏 名
		後任者 氏 名
1 分掌事務の概要。	
2 懸案事項。	
3 その他。	

第8条第17号を次のように改める。

(17) 例規文書以外の文書で規程形式をとらないものにおいて、特定の事項を列挙する場合に付ける記号及びその使用の順序は、次のとおりとする。ただし、第1を省略して1から用いることもできる。

記 号	使用の順序
第1、第2、第3、第4、第5、.....	1
1、2、3、4、5、.....	2
(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、.....	3
ア、イ、ウ、エ、オ、.....	4
(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、.....	5
a、b、c、d、e、.....	6
(a)、(b)、(c)、(d)、(e)、.....	7

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

石川県告示第124号

石川県知事印(平成9年石川県告示第462号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

副印13号の項使用の区分の欄中「県央土木総合事務所」の次に「、計量検定所及び県央農林総合事務所」を加える。

人 事 委 員 会

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

石川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第四号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和二十七年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三号中「若しくは第二十五条第二項の規定による通知(同条第一項の規定による提示のうち正規の提示数に足りない分を含む。)を受けた場合又は提示された者のうち当該採用の志望者が五人に満たない場合で、人事委員会から他に適当な採用候補者が不在旨の通知」を削る。

第二十一条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第二十四条の見出し中「正規提示」を「提示」に改め、同条第一項中「に四人を加えた数(以下「正規の提示数」という。)」を削り、同項ただし書中「正規の提示数」を「採用すべき者の数」に改め、同条第二項及び第三項中「正規の提示数」を「採用すべき者の数」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第二十六条中「第二十九条ただし書の場合及び」を削る。

第二十九条中「任命すべき者一人につき、提示における高点順の志望者五人のうち」を「名簿に記載された者の中」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

